

令和3年12月24日

川西市議会議長

久保義孝様

厚生文教常任委員長

岡留美

委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について（審査日：令和3年12月24日）

1. 議案第83号 令和3年度川西市一般会計補正予算（第10回）

議案の概要

新型コロナウイルス感染症対策として、18歳以下の児童を養育し、児童手当制度の所得制限基準を満たす者に対し、児童一人当たりにつき、合計10万円を年内に給付することを目的に、後続分として5万円を追加するための経費を追加補正しようとするもの。

質疑の概要

問 12月23日に本年9月分児童手当受給者に対して先行支給している点をとらえ、申請を必要とせず支給した、いわゆる「プッシュ型支給世帯」へ支給した具体的な件数を伺いたい。あわせて令和3年9月以降に出生した新生児と、児童手当受給対象である弟妹がいない16～18歳（高校生）を養育する世帯は申請支給となるが、対象や支給スキームなどの詳細についても伺いたい。

答 対象児童数1万6375人のうち、9008人に対して先行支給している。

答 新生児については令和3年10月1日から令和4年3月31日出生が申請を要する対象となり、令和4年3月31日までを申請期限としているものの、3月末出生の子どもは4月15日まで申請可能としている。また、申請を要する高校生は平成15年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた子どもで、両者とも申請に基づき10万円の一括支給が可能となる。

問 DV被害により避難している親子については、加害者側の親が児童手当の受取人となっている場合は当該給付金を受け取れないこととなる。当事者から申し出がないと対応できないため、各自治体ではホームページ等により積極的に呼び掛けを行っているが、本市のホームページには現時点で見当たらない状況となっている。この点について、どのように考えているのか伺いたい。

答 国の要綱に沿って申請書の案内文には「DV被害者で避難している人に対する相談」に関して記載しているが、あわせてホームページにも掲載していきたい。

問 DV避難者と同様に、9月以降に離婚し、元夫が給付対象である場合は妻子側に給付金が届かない可能性があることについても制度上の課題となっている。他市の例では、離婚した夫婦双方に通知を送付し、実際に子を養育している側に支給することとしており、このような工夫は本市にあっても同様の対応が可能と考えるがどうか。

答 本市では国から示された要綱に沿って通知へ記載するにとどめ、特段市独自の対応

は行っていない状況である。

答 本給付金制度の趣旨は子育て支援であることから、これを踏まえつつ、一方では全国統一のルールとの整合も必要と考えている。先行分を支給した現時点では、直近に離婚された方などからの相談は寄せられていない状況だが、そういったケースがあれば、市としてどういう対応が可能なのか検討したい。

特記事項 なし

審査結果 原案可決（全員賛成）